

J A M 政策NEWS

2020年3月3日 第2020-05号

【発行】J A M

【発行責任者】中井寛哉

【編集】総合政策グループ

TEL 03-5860-6150

E-Mail : seisaku@jam-union.jp

※アドレスが変わりました。

雇用調整助成金

特例の対象が拡大されました

厚生労働省は、新型コロナウイルス（COVID-19）への対応として雇用調整助成金の特例措置を講じていますが、2月28日に特例措置の対象となる事業主の範囲を拡大することを発表。今回対象とする事業主は「**新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主**」。これにより、観光関連産業の他、**部品の調達・供給等の停滞の影響を受ける製造業なども幅広く特例措置の対象**となりました。

※厚生労働省HP : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09852.html

JAMでは、製造業への拡大について評価していますが、さらに今回の特例措置の補強として、受給できる金額や支給限度日数を、「台風19・20・21号」や「新型インフルエンザ」の時に実施した特例措置を踏まえた内容とするよう、準組織内国会議員の森本真治議員事務所を通じて要請しています。JAMの補強要請の内容については以下の通りです。

【JAMの要請内容】

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※対象労働者1人1日当たり8,335円が上限です。（令和元年8月1日現在）	2 / 3 （現行:1/2）	4 / 5 （現行:2/3）
1人1日当たり教育訓練を実施したときの加算（額）	4,000円 （現行:1,200円）	6,000円 （現行:1,200円）
支給限度日数 ※過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とし、通常、支給限度日数は1年間で100日、3年間で通算150日までのところ、今回の特例の対象となった休業等については、その制限とは別枠で受給可能とする。	1年間で300日 （現行:1年間で100日（3年間で150日））	

経済産業省

事業者団体へ下請中小企業への配慮を要請

経済産業省は、新型コロナウイルス（COVID-19）の発生に伴い、中国国内の生産活動の停滞や機械部品等の輸入の遅延等による製造業のサプライチェーンへの悪影響等、取引上の影響は、全国の親事業者、下請事業者に広がる可能性があるとして、経済産業大臣名で、業界団体代表者（791団体）に、不当な取引条件の押しつけがないよう、親事業者の必要な配慮等について要請。また、他省庁所管の業界団体代表者（338団体）へは主務大臣との連名で順次要請していくとしています。

その他、企業への支援策をまとめたパンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」を作成しています。<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#00>

【経産省から親事業者への要請内容】

- 親事業者においては、今回の新型コロナウイルス感染症の発生に伴って、下請事業者に対し、①通常支払われる対価より低い対価による下請代金の設定、②適正なコスト負担を伴わない短納期発注や部品の調達業務の委託など、負担を押しつけることがないよう、十分に留意すること
- 親事業者においては、今回の新型コロナウイルス感染症により影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること